

I 利用上の注意等

1 調査の目的

本調査は農林業に関する基礎データを作成し、農林行政に係る諸施策及び農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

農林業経営体調査は、「5 用語の解説」のうち、「農林業経営体」に該当するすべてを対象とした。

3 調査期日

平成22年2月1日現在で実施した。

4 調査方法

農林水産省 ⇒ 県 ⇒ 市町村 ⇒ 指導員 ⇒ 調査員の系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計申告調査とした。

5 用語の解説

農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて生産を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

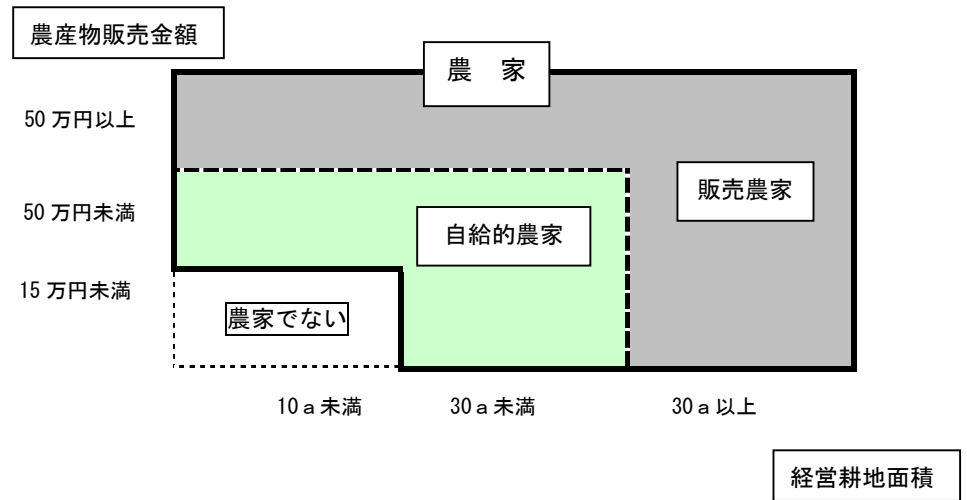
イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15a
②施設野菜栽培	350㎡
③果樹栽培面積	10a
④露地花き栽培面積	10a
⑤施設花き栽培面積	250㎡
⑥搾乳牛飼養頭数	1頭
⑦肥育牛飼養頭数	1頭
⑧豚飼養頭数	15頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
⑪その他	

調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

	<p>ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業</p> <p>エ 農作業の受託の事業</p> <p>オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業</p>
農業経営体	上記「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業。
林業経営体	上記「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業。
組織形態別	
法人化している	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産について協業を図ることにより共同の利益を増進することを目的に設立された法人。
各種団体	農業協同組合法に基づき組織された組合及び森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合等が該当する。
個人経営体	農林業経営体のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。
農家	
農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上であった世帯をいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

(参考) 農林業経営体調査における農家の区分



土地持ち非農家

農家（経営耕地面積10a以上又は過去1年間の農産物の販売金額が15万円以上であった世帯）以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯をいう。

主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家

調査期日前1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

		65歳未満の世帯員で農業従事60日以上の方が	
		いる農家	いない農家
農 家 所 得	農業所得が 主	主業農家	副業的農家
	農業所得が 従	準主業農家	

単一経営	農産物販売金額のうち、主位部分の販売金額が8割以上の経営体をいう。												
複合経営体	準単一複合経営体（農産物販売金額のうち、主位部分の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。）及び複合経営体（農産物販売金額のうち、主位部分の販売金額が6割未満の経営体をいう。）を合わせた経営体。												
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。												
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。												
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。												
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。												
専業従事者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。												
兼業従事者	調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者をいう。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">世帯員に兼業従事者が</th> </tr> <tr> <th>いない農家</th> <th>いる農家</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">農家所得</th> <th>農業所得が主</th> <td rowspan="2">専業農家</td> <td>第1種兼業農家</td> </tr> <tr> <th>農業所得が従</th> <td>第2種兼業農家</td> </tr> </tbody> </table>			世帯員に兼業従事者が		いない農家	いる農家	農家所得	農業所得が主	専業農家	第1種兼業農家	農業所得が従	第2種兼業農家
				世帯員に兼業従事者が									
		いない農家	いる農家										
農家所得	農業所得が主	専業農家	第1種兼業農家										
	農業所得が従		第2種兼業農家										
生産年齢人口	15～64歳の者をいう。												
農業就業構造													
農家人口	原則として居住と生計を共にしている農家の世帯員をいう。												
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。												

農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

基幹的農業
従事者

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」をいう。

(参考) 農林業経営体調査における農家世帯員の就業状況区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに 従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事 のみに従事	仕事に従事 しなかった
			農業が主	その他の仕事 が主		
ふだんの 主な 状態	主に仕事	基幹的農業従事者		農家人口		
	主に家事や育児	農業従業者				
	その他	農業就業人口				

耕地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有し耕作している耕地と、他から借りて耕作している耕地の合計。

耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地をいう。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。
ただし、もとは田でけい畔が残っていても、果樹、桑、茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は樹園地とした。

畑

耕地のうち、田、樹園地を除いた耕地をいう。

樹園地

果樹、茶、桑のほか、オリーブ、たけのこを採る目的の竹林、こうぞ、みつまた、ホップなど木本性周年作物を規則的に、また連続的に栽培している土地で、同一種類が1a以上まとまっているものをいう。花木類等を5年以上栽培している土地も含めた。

環境保全型農業

環境保全型
農業

地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べ、農薬の低減の取組や、化学肥料の低減の取組、堆肥による土づくりなど、環境への負担を軽減した農作物の栽培をいう。

農業生産関連事業

農産物の加工

販売を目的として、自ら生産した農産物を用いて加工していることをいう。

貸農園・
体験農園

所有又は借り入れている農地を第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。

なお、自己所有の農地を地方自治体・農協等が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

観光農園

農業を営む者が、観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農作物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を観賞させて代金を得ている事業をいう。

農家民宿

農業を営む者が、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づき、県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農作物や地域の食材を用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。

農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農作物や地域の食材を用いた料理を提供して料金を得ている事業をいう。

海外への輸出

収穫した農産物を商社や団体を経由して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として生産に取り組んでいる場合をいう。

その他

雇用者

農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え、ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受入労働）を含む）の合計をいう。

常雇い

主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約も含む）に際し、あらかじめ 7 か月以上の期間を定めて雇った人をいう。

臨時雇い	日雇い、季節雇いなど農業経営ために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝いを含む。
素材生産量	素材とは「丸太」のことをさし、原木ともいい、一般的には立法メートルの単位で表示される。 なお、立木買いによる素材生産（立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。）量を含む。

6 数値について

- (1) この結果概要の数値は確定値で、先に公表した速報値と異なる場合があります。
- (2) 数値はラウンドしてあるため、総数と内訳が一致しない場合があります。
- (3) 小数点以下は第2位を四捨五入した。そのため合計が百パーセントにならない場合があります。
- (4) 表中の符号は次のとおり。
 - 「－」は、事実のないもの。
 - 「・・」は、調査を欠くもの。
 - 「△」は、減少を示す。
 - 「0」は、単位未満のもの。
 - 「X」は、調査客体の秘密保護のため統計数値を公表しないもの。

7 その他

- (1) 調査結果の概要については、農林業経営体の多数を占める「販売農家」を中心に主要な項目のみ掲載しています。
- (2) 不明な点等は、下記に照会願います。

千葉県総合企画部統計課統計調査室労働力・学事・農林担当
電話043-223-2220